

# 旭川市社会教育基本計画改定版【概要版】

(計画期間：平成28年度～令和9年度)

## 【策定の目的】

旭川市社会教育基本計画は、第8次旭川市総合計画の基本構想で、基本目標2「たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します」として示された生涯学習社会の実現に向けて、社会教育行政を推進するに当たり、基本的方向性(理念、基本目標)を共有し、社会教育行政振興に資する基本施策等を体系的に示し、計画的な展開を図るために策定します。

## 【構成】

基本方針として、二つの基本理念を掲げ、その実現のために、五つの基本目標を設定するとともに、基本的な施策の方向である基本施策と、その具体的な内容としての主な取組を示します。

### ■第8次旭川市総合計画

- 基本目標2  
「たくましく未来を拓く人材を育み、生涯を通じて学べるまちを目指します」

整合

### ■旭川市教育大綱

- 「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」

整合

### ■国の主な動向 (社会教育関係)

- 社会教育法一部改正 (H29.3)
- 「教育振興基本計画」の閣議決定 (H25.6, H30.6)
- 中央教育審議会答申 (H27.12, H30.12)
- 中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 (H25.1, R2.9, R4.8)

参酌

### ■毎年度の点検・評価による課題の整理

- 「教育委員会の事務に関する点検・評価報告書」

反映

旭川市社会教育基本計画

## 二つの基本理念

### ●主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす

本市のまちづくり基本条例の基本原則「市民主体」「地域主体」の考え方のもと、一人一人が生涯にわたって学び続け、その成果を社会に生かすことを目指します

### ●地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育む

地域の魅力や地域資源について共通認識を持つとともに、地域住民同士が相互に学び合いながら、人と人の絆を深め郷土への愛着を育むことを目指します

## 目指す市民の姿

### ・主体的に学んでいる

(基本目標1)

### ・学びの成果を地域や他の人のために生かしている

(基本目標3)

### ・日頃から文化芸術に触れている

(基本目標4)

### ・郷土愛が育まれている

(基本目標5)

## 五つの基本目標とその基本施策等

### ◆基本目標1 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実

成果目標1 市民が主体的に学び、人生における各段階で直面する課題や社会的な課題を解決できるよう、学びに関する情報提供を行うとともに、様々な学びのニーズに応える学習機会の充実を図ります

○基本施策1-1 社会的な課題や多様なニーズに対応した学習機会、学習情報の提供

◎現代的・社会的な課題や多様なニーズに対応した学習の推進  
◎ライフステージに対応した学習機会の充実  
◎学習機会の選択を支援する情報提供の充実

○基本施策1-2 子育て家庭への支援体制の充実

◎保護者の育ちを支援する学習機会の充実  
◎保護者を孤立させない支援体制の充実

### ◆基本目標2 市民の学びを支える環境の整備

成果目標2 社会の変化や新たなニーズに対応した施設運営や本市の特性を生かした事業を展開するとともに、市民が学習しやすい環境を整備します

○基本施策2-1 施設運営や学習機会に工夫を凝らした学習しやすい環境の整備

◎社会の変化や市民の学習ニーズに対応した学習環境の整備  
◎関係機関等との多様な連携による学習機会の提供

### ◆基本目標3 地域における学びの循環

成果目標3 市民が、学びの成果を地域づくりに生かしたり、学校、家庭、地域が連携・協働し、つながりを深めながら学び合えたりすることができるよう、地域の人材を活用し、学習成果を還元する取組を充実させます

○基本施策3-1 地域における教育力の向上

◎市民が主体となって学習成果を還元できる環境の整備  
◎地域社会を担う団体や人材の育成支援

○基本施策3-2 学校、家庭、地域の連携・協働の推進

◎学校、家庭、地域の連携・協働によるつながり、学び合える環境の整備

### ◆基本目標4 市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実

成果目標4 市民が、日頃から文化芸術に触れ、心豊かな生活を送ることができるよう、気軽に文化芸術に触れられる取組を進めるとともに、団体等への支援や関連施設を更に活用することにより、文化芸術の振興を図ります

○基本施策4-1 文化芸術活動に関わりを持つ機会の充実と独自性ある取組の充実

◎文化芸術に親しむ機会の充実  
◎文化芸術活動への支援

### ◆基本目標5 郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成

成果目標5 市民が、地域を知り、郷土への愛着を深めることができるよう、アイヌ文化をはじめ地域に根付いた文化、ゆかりの文化財等の魅力を発信するとともに、その保存・活用に努め、次代へ引き継ぎます

○基本施策5-1 郷土の文化の保存・活用と郷土愛の育成

◎郷土の文化や歴史的資料の適切な保存と有効活用  
◎郷土愛を育むための取組の推進